

新幹線新駅中止に伴う
『栗東新都心土地区画整理事業』の今後のあり方(提言)

平成20年7月2日

栗東新都心土地区画整理事業現行計画検証有識者会議

栗東市長

國松 正一 殿

栗東新都心土地区画整理事業現行計画検証有識者会議

委員長 村橋 正武
副委員長 土井 幸平
委員 木場 民男
委員 内田 宏

栗東新都心土地区画整理事業現行計画検証有識者会議（以下「会議」という。）は、東海道新幹線（仮称）南びわ湖駅（以下「新駅」という。）設置の中止により、新駅を前提とした栗東新都心土地区画整理事業（以下「事業」という。）がどのような影響を受けているのかを検証することを目的としています。

このため本会議では、第一に、新駅設置にかかる経過との関連性をふまえながら、本事業の前段としての都市計画手続きや本事業の決定・実施にかかる事実関係を精査した結果、新駅設置と本事業とが一体不可分の関係にあること、ならびに滋賀県及び栗東市がそれぞれの権限と責任を分担しながら本事業を決定・実施してきたことを確認しました。

次に、現行事業を継続する場合の新駅中止による本事業への影響を検証した結果、「事業目的を喪失していること」、「施設計画が過剰投資となること」、「地権者の資産価値保全の原則に抵触すること」が明らかとなりました。

以上の検証結果に基づいて、わが国の土地区画整理事業にかかる全系譜の中でも極めて稀な立場に置かれている本事業について、施行者である栗東市が今後の事業存廃に対して英断を下される上での一助となるよう、本事業の今後のあり方として右記を提言いたします。

なお、本提言の実施にあたっては、滋賀県及び栗東市の責任と役割分担のもと、栗東市民や栗東市の将来にとって希望ある展開に向けて取り組んでいかれることを切に希望いたします。

記

提言 1 . 本事業は廃止

新駅中止による本事業への影響の検証結果から、現行計画の執行見込みは無い。このような状況の中で本事業を変更継続することは、変更事業の合理的な説明理由を持たない行政への不安感や不満を増幅させ、事業再編計画に対する合意形成を難航・長期化させるだけでなく私権制限をかけたままの休止状態が長期化することとなる。このことから、本事業は廃止し、引き続き新たなまちづくりを模索しながら、行政と地元との信頼関係や協働意識の再構築に努めるべきである。

公共団体施行の土地区画整理事業の廃止を認めた規定は存在しないものの、その廃止は法的に可能と結論づける。廃止手続きは、事業計画の決定に関する認可と同様、事業計画に定めていた「設計の概要」を廃止することについて知事の認可が必要と解される。

提言 2 . 本事業廃止に伴う課題への対応

新駅と一体不可分の関係にあると考える本事業の廃止に際しては、対応すべき様々な課題が生じることとなる。これらの課題に対しては、施行者である栗東市が責任をもって対応していくことは当然のことであるが、本事業は、滋賀県の新駅設置に関する決定事実を受けて推進してきた事業である上、新駅の中止という滋賀県の一方向的な政策転換により、本事業の事業目的が喪失したことから、その原因者である滋賀県については、事業廃止に伴う人的・金銭的支援を積極的に行い、その責任を果たす義務があると考えられる。

事業廃止に際しては、以下に示す主な課題の他、潜在的課題があると思われるが、これらの課題については、その全てにおいて、滋賀県と栗東市が明確な責任と役割のもとに取り組んでいくことが必要である。

- 先行取得した土地の活用、適正処分
- 補償問題等への対応
- 地権者の不安感の低減
- 工事施工箇所の現状復旧
- 新幹線新駅関連事業の計画廃止
- 都市計画の廃止や見直し
- 新たなまちづくりの検討